

令和 3 年 6 月 2 5 日

船橋市児童相談所基本構想（案）に対する意見募集
（パブリック・コメント）の実施結果について

1. 募集期間

令和 3 年 5 月 1 日（土）から令和 3 年 5 月 3 1 日（月）まで

2. 対象者

市内に住所を有する方、市内に通勤又は通学されている方、
その他基本構想（案）に利害関係を有する方

3. 提出方法

郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出

4. 閲覧場所

家庭福祉課（市役所 4 階）、家庭児童相談室（保健福祉センター 3 階）、
行政資料室（市役所 1 1 階）、船橋駅前総合窓口センター（FACE ビル 5 階）、
各出張所、各連絡所、各公民館、各図書館、各保健センター、各子育て支援センター

5. 募集結果

意見総数 3 2 件（意見提出者 1 1 名）

6. 意見の概要、市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	児童を取り巻く相談システムは俗に言われる「虐待」への対応も期待されているが、ひきこもりの子ども達への対応も迫られている。 児童相談所が現在の船橋市の地域社会の中で、そういった課題についてハブとなる仕組みとなることを期待せずにはいられない。	ひきこもりの解消に向けた支援体制の構築を目指し、関係部署や関係機関の横断的な連携について検討を行っているところです。市児童相談所はこうした関係部署等と必要に応じた連携を図ってまいります。
2	被虐待児が増加している以上、児童相談所の設置はやむを得ないと思うが、限られた財源を意識し、民営化できる部分・削減可能な機能を再精査すべき。	児童福祉法の規定により、児童相談所の所員は市の職員となりますが、運用方法や必要な機能については、財政的な側面からも十分に精査してまいります。
3	税金を使用する以上、虐待件数が増え続けているからと安易に増設する考え方はキリがないので避けてほしい。また、職員も公務員である以上、安易に増員すべきではない。	基本構想(案)でお示ししているとおり、市の子どもたちの安全で安心な生活を守るため、市児童相談所を設置することとしました。 職員については、法令等において、管轄人口や虐待相談件数に応じた人数の児童福祉司を配置するなどの配置基準が定められております。これらの基準や他自治体の状況を踏まえ、適切な職員数を配置してまいります。

No.	ご意見の概要	市の考え方
4	児童相談所には法律上障害児相談機能も含まれるが、どの係が担うのか。また、その機能はこども発達相談センターとどう棲み分けるのか。増加している発達相談を児童相談所とこども発達相談センターの二つで分割して担うということか。(民間機関や小児科などに委託した方が合理的と思えるが)	児童相談所における障害相談は、多くが療育手帳発行に伴う判定に関する相談であるため、その業務を担う診断指導係（仮称）が対応します。 一方、こども発達相談センターでは、子どもの発達や行動に関する相談・指導を行っており、委嘱した医師による専門的な医学相談も実施しております。対象となる児童に虐待の恐れがある場合は、市児童相談所と連携し対応してまいります。 なお、発達相談を実施している民間機関や小児科などは少なく、専門性等もそれぞれ異なるという実情があります。しかし、発達相談先の広がりも重要であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。
5	障害児（軽度な発達障害、言語障害等も含む）が虐待を受けるケースが多いというデータもあるので、「ワンストップ」を掲げる以上、心理士以外に発達障害や言語障害、身体障害に精通した職員（作業療法士や言語聴覚士など）も配置すべきではないか。	障害児の虐待ケースにおいて、虐待に関しては児童相談所部門の児童福祉司や児童心理司等が対応し、その他の必要な支援や相談については、こども発達相談センターの作業療法士や言語聴覚士等と連携して対応します。
6	「専門性」を謳う箇所が多いが、過度な専門性が生じて職員の視野が狭窄しないように、職員を固定せず適切な配置転換も必要だと思われる。	児童相談所の業務の性質上、まずは職員の専門性を高め、一定の質を確保することを基本としますが、職員の配置が過度に固定化されないよう努めてまいります。
7	「5. 運営方針(9)運営に対する評価」について、「適切な仕組みを構築します」とあるが、例えば交通事故ゼロを目標に掲げると、実際に事故がおきても隠蔽されてしまい逆効果になるといった問題がある。本質とずれた指針にならないよう、評価制度の設計、運用には十分注意をお願いします。	児童相談所の運営に対する評価については、厚生労働省の事業として民間シンクタンクによる調査研究が実施されました。また、千葉県においても評価を進めているところですので、これらを参考に適切な評価制度を設計し運用してまいります。

No.	ご意見の概要	市の考え方
8	児童相談所を頼る必要のある親の負担が大きいと思うので、デジタル化、IT化による手続きの簡素化なども計画してほしい。	デジタル化、IT化等による手続きの簡素化が可能なものについて検討してまいります。
9	立地が海辺の埋立地域だが、津波や液状化などの災害耐性、被害想定などはしているのか。この立地で問題ないとする根拠を提示して頂きたい。	各種ハザードマップにより、整備地における津波や内水等の被害想定、液状化の発生予測を把握しております。今後、施設の基本設計等において、管理運営に支障をきたすことがないように、より具体的な対応方法を検討してまいります。
10	増加の一途を辿っている虐待から子ども達を守るためにはスピーディーな対応が必要であり、子どもを巡る悲惨な事件を1件でも減らすために船橋市が新たに児童相談所を設けることを選択したい。特に15頁にあるように、虐待通報を一本で受け、虐待の恐れが潜むケースを漏れなくすくい上げる体制作りを実現してもらいたい。	市児童相談所の設置にあたり、虐待ケースを漏れなく把握し対応するために、通告等窓口の一本化や組織の一体化は最も重要となることから、14・15頁に示した運営体制や受付体制づくりに取り組んでまいります。
11	多くの市民に児童相談所の必要性を理解してもらうには、まずは児童相談所に目を向けてもらう必要があり、そのためにコストの記載は必須と考える。今回は一般論で構わないので、建設費や人件費の大まかな金額を示すことを提案する。もしくは市川児童相談所の建設費や人件費等を追記する事を提案したい。	本基本構想は市児童相談所運営の基本方針や施設整備の基本的な考え方を示すものとしており、金額を示すことは考えておりません。
12	逆恨みから児童相談所職員に対し暴力等を行う事例が報じられている。職員の権限や位置付けを明らかにし、安全確保の方策等もしっかり書き込むことを提案する。	ご指摘にあるような事例に対応するにあたり、市児童相談所の使命や職員の権限等に理解が得られるよう周知していくほか、必要な職員を配置するなど、職員の安全を確保する体制づくりに努めてまいります。

No.	ご意見の概要	市の考え方
13	千葉県では過剰な一時保護が多発しており、明らかに虐待ではない案件で一時保護されている。疑わしきは全て一時保護し、子どもは親から引き離されパニックになり、一時保護中は一切面会をさせない、学校等へ通えないなど、様々な不利益を被る事態が起きている。児童相談所を増やすことは大反対であり、それより市との連携、第三者機関の設置が優先と考える。	基本構想（案）にお示したとおり、市の子どもたちの安全で安心な生活を守るために市児童相談所の設置は必要であると考えております。 なお、市児童相談所の運営にあたっては、定期的に評価を行うことで改善を図るなど、適切な仕組みを構築してまいります。
14	一部の一時保護所では必要ないと思われるような行き過ぎたルールがあるという新聞記事を見たことがあるが、そのようなことが起きないように、保護所内でのルールを定期的に第三者が確認することや、子どもがルールについて意見を言い合える会議のようなものを設けることなどは考えているか。	一時保護所については、子どもの権利擁護について明記された厚生労働省の一時保護ガイドラインに沿って運営するとともに、定期的に評価を行うことで、運営面の改善を図ってまいります。
15	船橋市に児童相談所があることは非常に望ましいと考える。一刻を争う事態もあり、市の他機関との連携が迅速に取れる体制をつくることで、情報の伝達をスムーズになると思われる。	要保護児童及び DV 対策地域協議会を構成する関係機関とのネットワークを活用し、迅速な対応ができる連携体制を構築してまいります。
16	15 頁の図に市民等からの通報・相談とある。以前に子が親から虐待を受けているように見える場に出くわしたことがあるが、声の掛け方、対応が難しい。普通の市民ができることは何か？	基本構想（案）15 頁にお示ししているとおり、市児童相談所設置後は相談・通報窓口の一本化を図りますので、虐待が疑われる状況を目撃した際は市児童相談所に通報してください。
17	学校内にポスターを貼り、困ったことを先生や信頼できる大人に伝えるようにすることは大人の責任である。	現在、市家庭児童相談室では、小・中学校内にポスター掲示等で周知を行い、児童自らが持つ悩み事に対応する無料の相談電話を設けておりますので、市児童相談所設置後もこのような虐待の未然防止に努めてまいります。

No.	ご意見の概要	市の考え方
18	子ども達への虐待を未然に防ぐ方法としては、自然に寄り添い助け合う地域の環境が全てと感じる。 町内会等を活性化し児相の小さな窓口にはできないか。そこに行けばなんとかなる、話を聞いてもらえる、それだけでよい。地域の顔を知る機会を増やすことが一番の近道と考える。	児童虐待等を未然に防ぐためには、地域の理解と協力が重要であると考えておりますので、要保護児童及びDV対策地域協議会を構成する町会・自治会、民生・児童委員等といった地域と十分な連携を図ってまいります。
19	児童相談所にくる児童相談を減らすため、小学生の3家族がグループを作り、一緒に楽しく有意義に過ごし、生身の人々と触れ合える場所を作っていただきたい。	今後、児童虐待の未然防止のための取り組みを検討する際の参考とさせていただきます。
20	市児童相談所設置の必要性として、二元体制の解消を挙げる前に、市が児童虐待にどう向き合うかを明記すべき。 例えば、「市が児童虐待について早急に解決すべき課題として位置付け、現状課題にある二元体制の解消に市児童相談所を設置することが必要だと判断した」など。	子どもたちの安全で安心な生活を守ることが市の果たす役割であることは基本構想(案)でお示ししております。その上で、県と市の二元体制により生じる課題を解決するため、市児童相談所を設置することが必要であると判断しました。
21	国は児童の一時保護に際し、家庭裁判所の承認を義務付ける制度を検討している。市児童相談所を設置する根拠として「介入と支援の二元化」による「迅速な対応」や「一元的な対応」が困難とあるが、親子分離の判断に家庭裁判所が介入することとなれば、県児童相談所との差異は見出せなくなるのではないか。	国における新たな制度の検討については、検討状況を注視してまいります。市児童相談所を設置することで、県と市の二元体制により生じる課題は解消することができると考えております。

No.	ご意見の概要	市の考え方
22	市児童相談所の設置は、子どもや子育て世代にとってどう変わるのか。子どもが悩み、困った時にいつでも安心して頼れる機関となることを望む。児童相談所が単に虐待対応の機関ではなく、予防機関としての役割を位置付けて欲しい。大人を含め子ども達に「子どもの権利」についての啓発活動が必要だと考える。	市児童相談所の設置により、市民の皆様には子どもや子育ての悩みに対応する相談窓口が身近にあることの安心感や心強さを感じてもらえるものと考えております。また、市児童相談所では虐待対応に加え、主に家庭児童相談室部門において保護者に寄り添った支援や、虐待の未然防止を推進するための啓発活動を行ってまいります。
23	福岡市児童相談所では、校区単位で 1 次支援、行政区単位で 2 次支援、児童相談所はそのバックアップとして専門性を備えたコンサルテーションやスーパービジョンを行う中枢機関と位置付けている。船橋市児童相談所は市の子育て支援の中でどのような位置付けになるのか。	市児童相談所は、子どもや子育ての悩みに対応する住民に身近な相談窓口という位置付けになります。児童相談所機能と家庭児童相談室機能を有することで、虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、虐待の初期対応から在宅支援まで一貫した支援を行います。
24	「市の強みである様々な子育て支援サービス」においても、縦割り組織の中で切れ目があるのではないかと。児童相談所は、市の子育て支援を俯瞰することを目指すべきと考える。	市児童相談所が要保護児童及び DV 対策地域協議会の調整機関として、関係部署や関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を実施してまいります。
25	市内の児童虐待における現状と課題について調査研究は必要だと考えるが、その役割を担う部署はあるか。市児童相談所の設置についてもエビデンスは必要であり、設置によりどう変わったか、どれだけの子どもが救えたか、保護者支援はどうだったか等についても精査する必要がある。	市児童相談所の設置により、児童虐待相談件数や支援状況等がどのように推移したかを関係機関とともに検証してまいります。

No.	ご意見の概要	市の考え方
26	船橋市と同時期に千葉県が松戸と印西の 2 か所に児童相談所の設置を目指すとの報道があったが、近隣に 3 か所が同時に開設されることになれば人員確保は大きな問題である。県職員の派遣は構想案通りに見込めるのか。	市児童相談所に配置する児童福祉司等は、児童相談所の職務経験がある者が一定数必要であるため、県職員の派遣について千葉県と協議を進めてまいります。
27	職員の正規・非正規雇用はどう考えているか。特に弁護士は専門性を必要とし児童相談所の要となる存在だが、任期付きの契約雇用であることが確保困難の一要因と聞く。また、必要に応じた職員として警察官があるが、必置若しくは医師や弁護士同様の扱いにすべきと考える。	職員体制については、基本構想（案）に示した基準や方針に沿って配置する予定ですが、雇用形態等については、今後千葉県や近隣自治体の状況、社会情勢を踏まえ検討してまいります。
28	近年、児童相談所での子どもの被害が相次ぎ報道され、先日も児童相談所職員による一時保護児への性的行為が発覚した。職員の質の確保については「一定の質を確保し」と記載されているが、こうした社会情勢の中で「一定」だけの記載では曖昧と感じる。安全委員会方式の導入など、被害が起こらない環境整備の徹底を。	児童相談所の職員に必要な専門性等については、市児童相談所開設前の派遣研修等により実務経験を積むことで、開設時から一定の質を確保してまいります。 児童相談所職員による子どもへの加害事例はあってはならないことであり、市として組織全体の問題と捉え、職員に対する研修や市児童相談所の運営に対する評価を実施するなど、防止策を徹底してまいります。
29	児童相談所の設置費用について記載がないのは何故か。この基本構想で想定している予算規模を記載し、明示すべきではないか。	※No.11 の回答と同一になります。

No.	ご意見の概要	市の考え方
30	場所の選定について「市役所本庁舎からも比較的近く、関係する部署と連携がとりやすい立地」とあるが、子どもや子育て家庭にとって適地とする理由は何か。周辺の渋滞、ファミリー向け商業施設等が溢れ、今後も開発が進むようだ。北部地域から南船橋までは行きにくく、車がなければバスや電車を何度も乗り継ぐことになる。	当該整備地の選定にあたっては、市が所有する土地について比較検討し、一時保護所の環境や関係機関との連携、開設可能な時期等の様々な点から総合的に評価を行い選定しました。 また、各種子育て支援サービス利用の際など、関係部署と連携するケースにおいて、市児童相談所と市役所本庁舎が近いことは、各種手続きにおいてもメリットがあるものと考えております。
31	子どもの権利保障のための環境整備について、仕組みの検討に留まることなく、設置とすべき。	子どもの権利保障のための環境整備については重要なものと考えておりますので、環境整備に向けた体制づくりに努めてまいります。
32	民間団体との連携について特筆されていない。制度の狭間で支援に繋がらず虐待に陥ってしまう保護者や子どもを助け、支えている団体がある。学習面だけではなく、児童虐待対応においても協働していくことが必要では。	要保護児童及び DV 対策地域協議会のネットワークの活用や、庁内の関係部署と情報交換を行う中で、民間団体等と連携してまいります。